

仕様書

愛知県では、自動車産業の振興及び高齢者等の移動支援などの社会課題の解決を目指し、2016年度から先導的に自動運転の実証実験を積み重ねてきた。

社会課題のひとつであるドライバー不足の解決手段として期待が高まる自動運転がより適した道路環境に実装され、プロドライバーと自動運転が役割分担する新しい地域公共交通が実現される社会を目指し、中部国際空港島へアクセスする道路において高速バスの自動運転化に向けた実証を行う。

1 業務名

「自動運転社会実装先導プロジェクト事業（高速バス）」実施委託業務

2 事業目的

中部国際空港島へアクセスする知多半島道路やセントレアラインなどの道路において、協調領域として自動運転の社会実装を見据えた実証実験を実施するとともに、レベル4取得へ向けた走行データの取得を行う。

3 業務の内容

(1) 高速バスの自動運転実証実験計画の策定

県が提示する下表「実施ポイント」に沿った形で、実証計画を設定すること。

社会実装に向けて定量的な目標値を5つ以上設定すること。なお、目標値には手動介入回数に関するものを必ず含むこと。

[実施ポイント]

実運行を想定したモビリティサービスの検証及びレベル4へ向けたデータ取得

実施場所	・ 中部国際空港島と知多半島道路大府パーキングエリア付近をつなぐ有料自動車専用道路を中心とするルート ※社会実装の可能性が高いと見込まれるルートを選定し、実装に即した発着点を検討すること。
自動運転技術	・ 走行技術面、運行管理等において自動運転高速バスの社会実装に資する先端的な技術を提案すること。 ・ 強い横風や雨天等への耐候性を可能な限り幅広く検証すること。また、想定するユースケースに応じて夜間走行を検証すること。 ・ レベル4許認可取得申請に必要な技術的対応を行うこと。
運行者	・ 交通事業者又は自動運転ソフトウェア提供事業者
車両	・ 中部国際空港島を利用する観光客等の移動ニーズに対応した車両を選定すること。
運行期間	・ レベル4に向けた課題抽出・データ取得を行うため、十分な運行期間とすること。

	<ul style="list-style-type: none"> ・効率的な車両性能向上や実証項目のデータ取得等がなされるよう運行期間を工夫して設定すること。
ビジネスモデル	<ul style="list-style-type: none"> ・レベル4実装時、ビジネス展開時など段階に分け、自動運転高速バスの社会実装に向けたビジネスモデルの検討、ロードマップの作成、車内オペレーションの検証を行うこと。 ・自動運転高速バスの実装を横展開するために必要な全国の高速バス事業者のニーズ調査、共同運行等のビジネスモデル検討を行うこと。
レベル4取得	<ul style="list-style-type: none"> ・2027年度のレベル4走行に必要な許認可取得に向けたロードマップを明示した上で、実装時のユースケースと現行法令等が適合しない事項や運用等が不明確で規制所管機関等へ確認を要する事項を明らかにし、必要な調整を行うこと。 ・レベル4許認可取得申請に向け、必要なデータ取得を行うこと。
外部支援策	<ul style="list-style-type: none"> ・当該実施場所において社会実装に最低限必要な外部支援策及びその箇所を特定し、整備に向けた取組を行うこと。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・一般試乗の機会を設け、社会的受容性の調査を行うこと。 ・実証実験について積極的な情報発信を実施すること。 ・次世代モビリティ社会実装基盤調査事業を県が別に契約する予定であることから、当該受託者へ検証に必要な試乗枠、情報、データを提供するなど協力、連携を行うこと。

(2) 自動運転実証実験の実施

(1) で設定した実証計画に基づき実証実験を実施し、実用化に向けた技術面等の課題やその解決策の検証を行うこと。

実証実験の実施に際しては、関係法令、関係官庁の指導に準拠すること。

(3) 実証実験の成果報告書の作成

実証実験を通じて得られた、社会実装に向けた技術面等の成果・課題・対応策について取りまとめること。

上記の成果報告書とは別に、県公式 Web サイトに実施結果を縦覧するための要約版を作成すること。

(4) その他

県担当者からの求めに応じて、業務管理計画の作成、各種会議での報告を行うこと。

4 委託業務に当たっての留意点

(1) 委託事業の開始から終了までの間、本事業を総括する責任者を1名配置し、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。

(2) 受託者は、成果物の著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。以下同じ。）を愛知県に無償で譲渡するものとし、著作者人格権を行使しないものと

すること。また、著作権関係の紛争が生じた場合、一切受託者の責任において処理すること。

- (3) 納入される成果物について、第三者が権利を有する著作物が含まれる場合には、受託者は、当該既存著作物等の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に関わる一切の手続きを行うこと。
- (4) 採用された企画の実行に当たっては、県と受託者の協議の上で内容を変更することがある。
- (5) 実施主体は、自動車損害賠償責任保険に加え、賠償能力の確保が担保された任意保険に加入するなどして、適切な賠償能力を確保すること。
- (6) 社会実装に資する試乗モニター、アンケート調査が実施できるよう実証実験の計画を策定すること。
- (7) 所管官庁等の試乗機会の確保、マスコミへの実証実験の情報発信に協力すること。
- (8) 本業務に係る会計実地検査等が行われる場合は協力すること。
- (9) 受託者は、事業完了後5年間、本委託業務に係る会計帳簿及び証拠書類を県の求めに応じていつでも閲覧に供することができるよう保存しておかなければならない。
- (10) 本委託業務は、国の地域未来交付金（地域未来推進型）を活用して実施することから、同交付金の交付要綱等に基づき適正に処理しなければならない。また、業務完了後は業務完了届のほか、速やかに実績報告書及び愛知県が求める資料を提出しなければならない。
- (11) その他
 - ア 実施にあたっては、関係法令に沿い、関係機関との調整を適正に行うこと。
 - イ 地元市町村や施設管理者等に対して、実施結果等をフィードバックすること。
 - ウ 県等の関係者の試乗対応を適宜行うこと。
 - エ 広報、取材への対応を適正に行うこと。
- (12) 上記(1)から(11)については、再委託先においても適用する。

5 納入場所

愛知県経済産業局次世代モビリティ産業課

6 成果物

- ・ 成果報告書3部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・ 上記の成果報告書とは別に、県Webサイトに実証結果を縦覧するための要約版（20ページ以内を目安）3部及びその電子データ（県の指定するデータ形式）
- ・ その他県と協議の上、県が指定するもの